

Ⅲ．医療連携体制加算の導入

在宅生活継続のための医療系サービスとの連携

- 在宅を継続するためには、医療との連携が不可欠
(介護の安心と医療の安心は、在宅の両輪)
- 特に在宅で中・重度の方々は、医療ニーズも高い
- その中で、医療との連携をすすめるために下記の仕組みを導入願いたい。(既に同じ地域密着型サービスの認知症グループホームで導入されているもの)
現在の看護職は非常勤でも可とし下記の場合に加算
 - 1) 事業所で常勤看護師を採用(24時間体制を確立)
 - 2) 訪問看護ステーションと契約

Ⅳ．すでに取り組みされている「運営推進会議」等を生かした公表・評価のあり方

(事務負担の軽減への配慮と小規模多機能型居宅介護の質の確保のために)

- サービスの公表と評価のシステムは、質の確保のための有効なツールである。
- 地域密着型サービスでは、この質の確保をするために2ヶ月に1回運営推進会議を開催している。ここですでに地域の評価を得るシステムがつくられている。

このシステムを活用した情報公表と評価をお願いしたい。

運営推進会議に市町村の参加が行われている場合には、情報公表や他のサービス評価を減免できるなど

(住民参画、地域協働のための有効なツールともなっている)

- 平成21年度から正式導入される情報公表とサービス評価との重複、さらに、株式会社・有限会社では、「自己点検シート」の導入等、事務負担が増大することは止めていただきたい。